

氏名 _____

令和7年3月4日実施 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域)
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

II

41		42		43		44		45	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

令和7年3月4日 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和6年9月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
2 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- 1 個人タクシー事業者がタクシー業務適正化特別措置法に違反したときは、当該事業の停止を命ぜられることがあります。
- 2 タクシー運転者が、旅客の現在するタクシーを運行中、当該タクシーの重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときであっても、運行を中止することはできません。
- 3 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、当該運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲で当該運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によることが規定されています。
- 4 道路運送法第5条第1項第3号の営業区域は、輸送の安全、個人タクシー事業者の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。
- 5 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図ることが目的に含まれています。
- 6 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持する必要はありません。
- 7 道路運送法の規定により運賃及び料金の割戻しは禁止されていますが、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではありません。

- 8 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、旅客の運送を容易に継続することができるときは、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することができます。
- 9 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは、6月以内において期間を定めて当該事業の停止を命ぜられることがあります。
- 10 旅客自動車運送事業運輸規則には、事業者間の活発な競争を促進することは、その目的として規定されていません。
- 11 タクシーの点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から1年間と定められています。
- 12 時間距離併用制運賃は、一定速度以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算します。
- 13 タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者は、事業者乗務証を他人に譲り渡しても、貸与してもよいことになっています。
- 14 個人タクシー事業者の場合、1年間に乗務する日数を予め定め、届け出なければ運行はできないことになっています。
- 15 個人タクシー事業者は、交付を受けている個人タクシー事業者乗務証の記載事項に変更があったときは、直ちにその訂正を受けなければなりません。
- 16 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければなりません。
- 17 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書は、管轄の警察署が発行する事故証明書をもってこれに代えることができます。

- 1 8 道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。
- 1 9 個人タクシー事業者は、道路の損壊により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款では、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負わないと定められています。
- 2 0 個人タクシー事業者は、運行の業務に従事した事業用自動車の走行距離計に表示されている業務の開始時及び終了時における走行距離の積算キロ数を、業務記録に記録しなければなりません。
- 2 1 事業の廃止をしようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要ですが、この際、提出する届出書には「廃止する理由」を記載する必要はありません。
- 2 2 業務記録の保存期間は6月となっています。
- 2 3 道路運送法では、一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないと規定されています。
- 2 4 タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく特定指定地域内のタクシー事業者が、適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）に納付する負担金は、タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修及びタクシー乗場その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及び運営等適正化業務の実施に係る経費に充てられます。
- 2 5 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することはできません。
- 2 6 道路運送車両法に規定されている自動車の乗車定員を超える旅客の運送を申し込まれたときは、道路運送法の規定により、運送の引受けを拒絶することができません。

- 27 一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、損害賠償に関する事項を定めることが必要ですが、交通事故に係る損害賠償限度額及び補償支払の損害保険会社を定める必要はありません。
- 28 個人タクシー事業者は、標準運送約款以外の運送約款を定めることができます。
- 29 タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づくタクシー乗車禁止地区においては、何時であっても指定されたタクシー乗り場以外で旅客を乗車させることはできません。
- 30 道路運送法の目的には、輸送の安全を確保し、道路運送事業者の利益を保護することが定められています。
- 31 旅客自動車運送事業運輸規則においては、一般乗用旅客自動車運送事業者に対して、タクシー車内に運賃及び料金並びに運送約款を旅客に見やすいように表示することが義務付けられています。
- 32 事業用自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づき3ヶ月ごとに当該自動車の定期点検整備を行わなければなりません。
- 33 個人タクシー事業の許可期限の更新申請書には、事業用自動車の自動車検査証記録事項又は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）による改正前の道路運送車両法により自動車検査証の交付を受けている事業用自動車にあっては、当該自動車検査証の写し、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年4月28日国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面などを添付する必要があります。
- 34 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の種類は、距離制運賃、時間制運賃、定額運賃、事前確定運賃とされています。
- 35 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について定期点検整備をしたときは、遅滞なく、一定の事項を記載しなければなりません。

- 36 一般旅客自動車運送事業者は、他人に事業を貸渡し、その名において経営させてはならないが、個人タクシー事業者についてはこの限りではありません。
- 37 個人タクシー事業者の「輸送実績報告書」は、前年4月1日から3月31日の1年間の実働日数、走行キロ、運送回数等を報告するものです。
- 38 旅客自動車運送事業者は事業用自動車に係る事故の記録を1年間保存しなければなりません。
- 39 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事故の場合の処置について、明確に定めなければなりません。
- 40 個人タクシー事業者は、天災その他の事故により、旅客が負傷（重傷）したときは、すみやかに、その旨を家族に通知しなければなりません。

II 次の条文の41から45までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(旅客自動車運送事業運輸規則)

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～四 省略

五 坂路において事業用自動車から離れるとき及び(41)に支障がある箇所を通過するときは、旅客を(42)させること。

六 踏切を通過するときは、(43)を操作しないこと。

七 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、(44)に対し適切な防護措置をとること。

八 省略

九 省略

十 運転操作に円滑を欠くおそれがある(45)をしないこと。

2項以下省略

ア 車内装飾	イ 旅客の利便	ウ 列車
エ 変速装置	オ 安全な運行	カ 協力
キ 踏切保安装置	ク 服装	ケ 降車
コ 走行装置		

**令和7年3月4日実施 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域) 模範解答**

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

なお、実物の解答用紙の様式は用紙がB4サイズ縦で横10マスの4行ですが、A4サイズだと窮屈なので従来通り5マス8行のままにしています。

I

1	○ 特52	2	× 輸50	3	○ 約款1	4	× 運施5	5	○ 車1
6	× 輸44	7	× 運10	8	○ 輸43	9	○ 運40	10	○ 輸1
11	○ 点検4	12	○ 運賃制度	13	× 特施34	14	× 規定なし	15	○ 特施31
16	○ 輸3	17	× 事故3	18	× 運3	19	○ 約款9	20	○ 輸25
21	× 運施25	22	× 輸25	23	○ 運22	24	○ 特34	25	○ 輸13+52
26	○ 運13	27	○ 運施12	28	○ 運11	29	× 特43	30	× 運1
31	× 輸4	32	○ 車48	33	○ 期限更新	34	○ 運賃制度	35	○ 車49
36	× 運33	37	○ 報告様式	38	× 輸26-2	39	× 運施4	40	○ 輸19

II

41	オ	42	ケ	43	エ	44	ウ	45	ク
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

■ 新型設問はありません。句読点や送り仮名の違いは既出扱いです。